

## 講演会・カンファランス等のご案内

### 北九州地区小児科医会のご案内

#### 第562回北九州地区小児科医会12月例会

日時：2019年12月19日（木）19:15～20:30

場所：クラウンパレス小倉

演題：「子どもの冬の感染症～インフルエンザを中心に～」

演者：つむら診療所 副院長

久留米大学小児科 非常勤講師 津村 直幹 先生

#### 第56回北九州地区小児科医会総会

日時：2020年1月19日（日）13:30～

場所：リーガロイヤルホテル小倉

特別講演：「発達障害のある子どもと楽しさを共有できる  
診療を求めて」

演者：久留米大学医学部小児科学講座

主任教授 山下裕史朗 先生

### その他講演会などのご案内

#### 第427回小倉小児科医会臨床懇話会

日時：2020年1月23日（木）19:00～

場所：国立病院機構小倉医療センター地域医療研修センター

演題1：「重篤な経過をたどった急性ロタウイルス脳症の  
4歳女児例」

演者：北九州総合病院 小児科 千手 絢子 先生

演題2：「ロタウイルスワクチンの効果について  
～胃腸炎関連けいれん入院症例の変化～」

演者：北九州総合病院 小児科 川瀬 真弓 先生

#### 八幡小児科医会講演会

日時：2019年12月12日（木）19:00～20:15

場所：アクティブリゾート福岡八幡

（旧北九州八幡ロイヤルホテル）

演題：「定期接種を目指すワクチンとその課題

～ワクチンの接種率向上・誤接種防止対策を含めて～」

演者：つむら診療所 副院長

久留米大学小児科 非常勤講師 津村 直幹 先生

### 産業医科大学カンファランス・セミナー

#### 産業医科大学小児科クリニカルカンファレンス

日時：2020年1月20日（月）19:00～

場所：産業医科大学大学2号館2階 2208教室

演題：ITP治療の現状

～小児難治性ITP治療ガイド2019をふまえて～

演者：産業医科大学小児科 押田 康一 先生、伊藤 琢磨 先生

#### 産業医科大学小児科セミナー

日時：2020年1月16日（木）18:00～

場所：産業医科大学大学2号館2階 2208教室

演題：小児食物アレルギーの対応と予防

演者：山口大学小児科教授 長谷川 俊史 先生

## 保険診療メモ

### 診療録記載と保存について

「保険診療メモ」では、保険審査に関する内容を中心に取り上げていますが、今回はカルテ記載と保存についてまとめてみました。当然のことながら保険医は健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法を遵守し、療養担当規則に沿って診療することが前提となっています。つまり、保険医療機関の指定や保険医登録は医療保険各法に規定されている保険診療のルールを熟知していることが前提で、「その事は知りませんでした」という言訳は通用しません。診療は医学的に妥当適切に行い、その内容を診療録に記載し、診療報酬点数表に定められた通りに請求しなければなりません。

#### (診療録の記載)

医師法第24条、療担規則第22条には、医師は診療した時には遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならないと記されています。診療録は保険診療の根拠となるものなので、診療の都度遅滞なく症状、所見、治療計画等を記載しなければなりません。後日記憶を頼りにして記載したりまとめて記載したりすることは避けましょう。また、日々の診療内容の記載がなかったり、記載が乏しかったり、消炎鎮痛、吸入などの医療処置の記載のみがなされている診療録は、保険診療の算定根拠を欠くこととなります。医師の診療録への記載がなく‘do’処方のみも不適當です。傷病名の診断根拠となる所見をカルテに記載しておく必要があります。紙カルテの場合は、他人が判読できる文字で、時系列に沿って余白を空けずに記載しなければなりませんし、鉛筆書きや修正テープは認められません(図示のための色鉛筆使用は可)。訂正するときには二重線で消すことになっています。診療所であっても複数の医師で診療している場合は、責任の所在を明らかにするために診療のたびに署名か記名捺印が必要です。

電子カルテをお使いの先生方が増えてきていますが、電子カルテの場合は修正履歴が残るため、より遅滞なく記載する必要があります。さらに「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に沿った運用がなされなければなりません。真正性(記載事項の改変、消去の有無や内容を確認できるようにし、記録作成の責任の所在を明らかにすること)、見読性(必要な情報を容易に肉眼で見読できること)、保存性の確保(保存すべき期間中に復元可能な状態で保存すること)が必須条件です。また、カルテを開くときのパスワードは最低2か月に一回は変更し、英数字、記号を混在させた8文字以上が望ましいとされています。電子カルテにおいても紙カルテと同様に修正等の履歴が確認できるシステムになっていなければなりません。さらに、医療機関の自己責任として、使用しているシステムが電子カルテ基準を満たしている事を説明すること(説明責任)、運用管理規定を作成しそれを厳守していること(管

理責任)、発生した問題点や損失に対する責任(結果責任)が求められています。

#### (診療録の管理と保存)

診療録は、保険診療と保険外診療(自由診療、予防接種、健康診断等)とを区別しての管理が必要です。また、自己診療(自分自身の診療を行うこと)は保険の種類に係らず対象外です。自家診療(自分の家族、従業員の診療)については、福岡県医師国保組合では薬剤のみ保険給付が認められています。また、療担規則によると診療録は診療が完結してから5年間、関連する帳簿や書類は3年間保存しなければなりません。自由診療分の諸記録は医療法施行規則により2年間は保存しなければなりません。ただし医療事故に関する時効は民法では、債務不履行としては10年、不法行為の場合は20年とされています。

#### (診療録と保険請求)

繰り返しになりますが、保険医が自ら記載しなければならないのは、傷病名、開始日、終了日、転帰欄、既往症、原因、主要症状、経過欄、処方、手術、処置欄です。ついつい事務任せになってはいないでしょうか。診療録への傷病名の記載は1行に1傷病名を記載し、診療が終了したときには、ただ削除するのではなく、転帰(治癒、中止、死亡)を記載しなければなりません。転帰がないまま病名を消すことは認められません。転帰の記載をしないで前月の病名が消され、翌月に初診の算定をされているレセプトも見かけます。医学管理料の算定対象となる状態に対して事務担当者が行う、いわゆる「自動算定」も不適切な請求です。医師の指示での請求が必要です。また、特定疾患療養管理料の算定には必須の主病の指定も忘れずに行ってください。

やや肩ひじを張った「メモ」になりましたが、保険医登録時や開業後の新規個別指導などを思い出していただき、より良い「診療録」が患者家族と診療側の信頼の絆となることを願っております。

(福岡県小児科審査員連絡会)

## 役員会報告（12月5日：木曜日）

## 協議事項・報告事項

## 協議事項

- ① 第56回北九州地区小児科医会総会(令和2年1月19日)  
特別講演：【発達障害のある子どもと楽しさを共有  
できる診療をめざして】  
久留米大学小児科主任教授 山下裕史朗先生  
専門医更新単位の申請を行ない、承認されています。  
(途中入場、退席の場合は専門医更新単位は配布  
できませんので、ご注意ください。)
- ②福岡地区小児科医会発行の発達障害マニュアルの配布  
各医療機関に1部ずつの方向で検討中。  
120部ほどになりそうである。
- ③将来構想検討委員会  
1月に各地区理事や次期執行部の案を確認。

## 委員会報告

1. 学術委員会報告：神菌淳司  
2月は検討中です。  
3月は小児神経懇話会との合同例会を検討中です。
2. 発達障害・療育対策委員会報告：原田博子  
11月22日に令和元年度第2回「多職種で考える発達障害と療育研究会」講演会を行いました。78名の参加者と共に、就学前から就学後の児童を対象にした地域支援の取り組みを勉強しました。  
平素よりお世話になっているひまわり学園やにこにこ通園の支援体制にも知らなかった事があり、また放課後デイサービスでの取り組みには、すべての子供にお勧めしたいような温かい関わりを知ることができ、大変参考になった講演会でした。
3. 小児保健研究会推進委員会：梶原康巨  
11月29日に講演会が行われ、86名が出席されました。  
歯科のお話で参考になることが多くありました。
4. こども健康ニュース委員会報告：綾部信彦  
2019年冬号No.65  
テーマは「ヒトメタニューモウイルス感染症」  
最近は検査される施設もあり、お母さんからの問い合わせも増えてきました。日常診療のお役に立つことがあれば幸いです。近日お届けできる予定です。